

## 介護保険法及び障害者総合支援法に基づくヘルパー事業所の指定取消し処分

### 1. 処分を行う事業所の概要

- ・事業所名 介護サービスベスト倶楽部
- ・サービス種別 (1)訪問介護、介護予防訪問介護（介護保険法）  
(2)居宅介護、重度訪問介護  
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と言う。））  
(3)移動支援（神戸市移動支援事業実施要綱）
- ・所在地 神戸市中央区古湊通1丁目1番5-202号
- ・運営法人 株式会社ベスト倶楽部  
(代表取締役：廣瀬 夕花)  
(所在地：神戸市中央区古湊通1丁目1番5-202号)
- ・事業開始年月日 (1)平成22年1月1日  
(2)平成22年1月15日  
(3)平成22年2月1日  
((1)～(3) 平成29年11月11日から休止中)

### 2. 処分の内容

- (1), (2)指定の取消し処分
- (3)認定の取消し

### 3. 処分年月日

平成29年12月18日（月曜）

### 4. 処分効力発生年月日

平成29年12月18日（月曜）

### 5. これまでの経緯

- ・平成28年11月14日 介護保険法等に基づく監査を実施
- ・平成28年11月～平成29年11月 不正事実の確認のための書類精査等
- ・平成29年12月6日 行政手続法に基づく聴聞を実施

### 6. 処分を行う理由

(1)訪問介護、介護予防訪問介護

- ・平成24年4月から平成28年10月までの長期間にわたり、法人代表兼管理者（以下「法人代表」と言う。）自らが、385件の多数にわたるサービス提供していない者名義の虚偽

のサービス提供記録を作成し、そのサービス提供記録に基づき報酬を請求し、受領した。

○海外渡航期間中の法人代表名義の虚偽のサービス提供記録に基づく請求

平成 24 年 4 月から平成 28 年 9 月までの間に 200 件

○当該事業所に勤務実体の無い者名義の虚偽のサービス提供記録に基づく請求

平成 28 年 2 月から平成 28 年 10 月までの間に 178 件

- ・当該事業所においては、指定訪問介護事業と指定介護予防訪問介護事業が一体的に運営されており、両事業において介護保険法違反（不正請求）を行った。

## (2) (3) 居宅介護，重度訪問介護，移動支援

- ・平成24年12月から平成28年5月までの長期間にわたり、法人代表自らが、306件の多数にわたるサービス提供していない者名義の虚偽のサービス提供記録を作成し、そのサービス提供記録に基づき報酬を請求し、受領した。

○海外渡航期間中の法人代表名義の虚偽のサービス提供記録に基づく請求

居宅介護 平成 25 年 3 月から平成 28 年 5 月までの間に 237 件

移動支援 平成 24 年 12 月から平成 28 年 5 月までの間に 69 件

- ・当該事業所は居宅介護事業，重度訪問介護事業及び移動支援事業が一体的に運営されており，居宅介護事業において障害者総合支援法違反（不正請求）を行った。

## 7. 根拠法令

### (1) 訪問介護，介護予防訪問介護

介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号，同法第 115 条の 9 第 1 項第 5 号（不正請求）

介護保険法第 77 条第 1 項第 10 号，同法第 115 条の 9 第 1 項第 9 号（法令違反）

### (2) (3) 居宅介護，重度訪問介護，移動支援

障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号，神戸市移動支援事業実施要綱第 26 条第 1 項第 3 号（不正請求）

障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 9 号，神戸市移動支援事業実施要綱第 26 条第 1 項第 2 号（法令違反）

## 8. 事業者に対する経済上の措置

### (1) 訪問介護，介護予防訪問介護

不正に請求し、受領した介護サービス費及び介護予防サービス費（約250万円）を返還させるほか、過去2年分については介護保険法第22条第3項の規定に基づき返還額に100分の40を乗じて得た加算額（約60万円）を加え、合計約310万円を徴収する予定である。

### (2) 居宅介護

不正に請求し、受領した介護給付費（約 90 万円）を返還させるほか、障害者総合支援法第 8 条第 2 項の規定に基づき返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額（約 40 万円）を加え、合計約 130 万円を徴収する予定である。

### (3) 移動支援

不正に請求し、受領した移動支援費（約30万円）を返還させる予定である。